

# 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

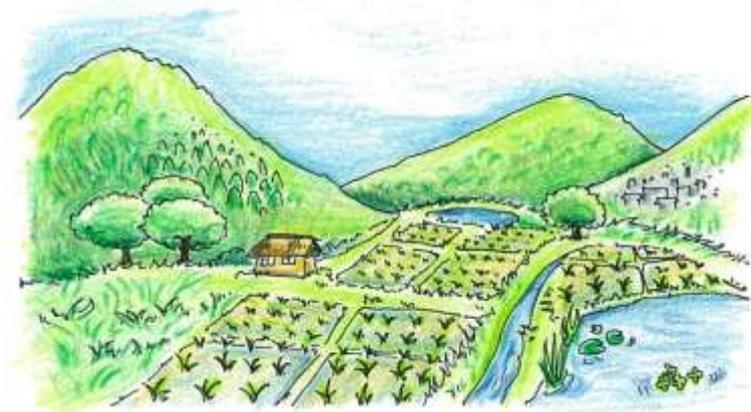
- 1 環境保護地区の概要
- 2 池田二丁目環境保護地区概要
- 3 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

# 1. 環境保護地区の概要

## 目的

市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し後世に引き継ぐ

そのために、  
緑地の保全及び推進に関する条例  
(別紙配布資料)に基づき



イメージ図: 里地里山

### 指定(条例第3条)

- ・野生生物の生息・生育地
- ・河川、湧水地など水辺景観が優れている
- ・美観風致が優れている
- ・自然環境を保護する必要がある

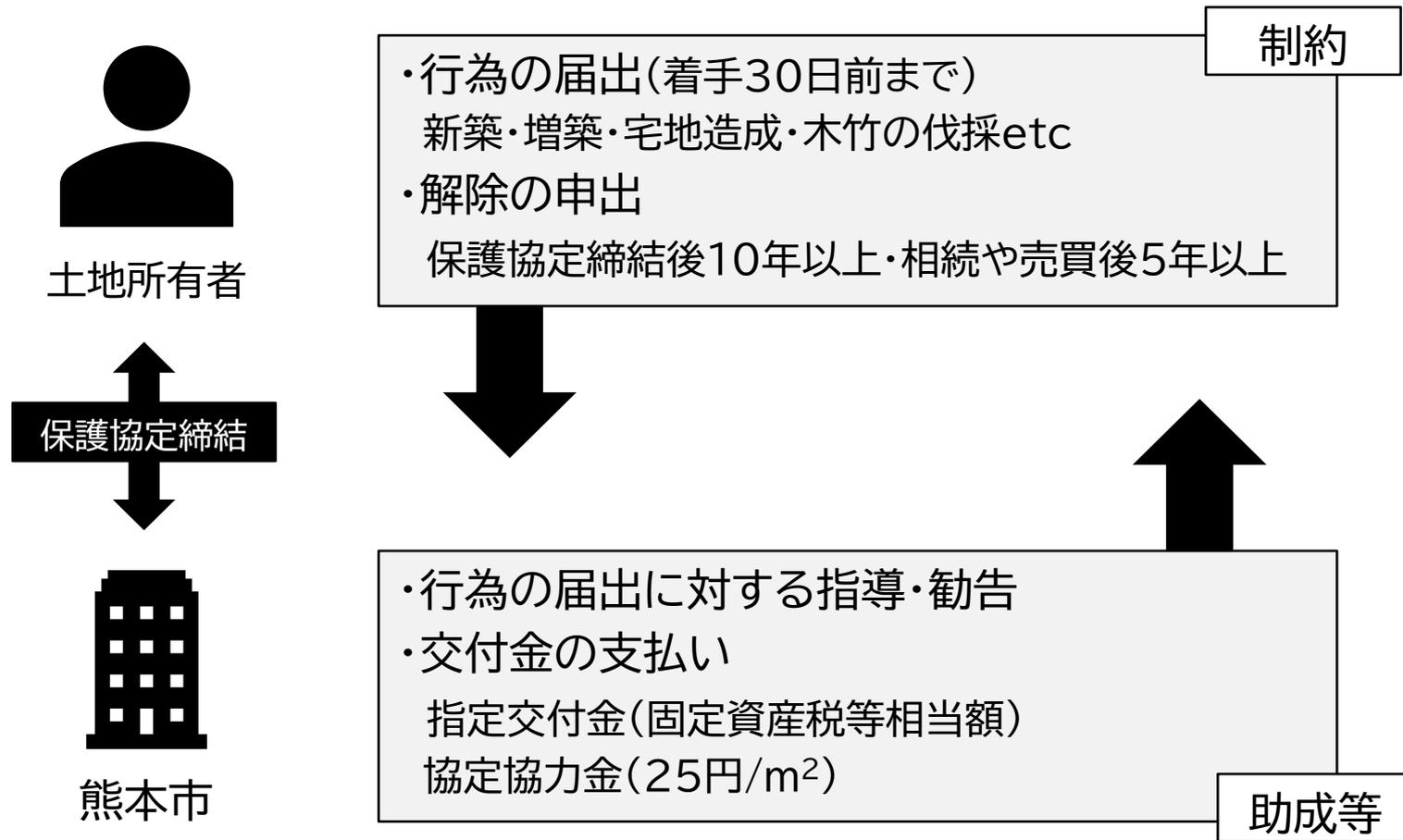
### 解除(条例第6条)

- ・自然災害による緑地消失
- ・医療施設や道路の建築・建設
- ・土地所有者からの解除申出

↳ 指定基準: 2000m<sup>2</sup>以上で自然植生度、緑量、景観のいずれかがきわめて良好なもの。

指定解除を行うときはあらかじめ、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない

# 1. 環境保護地区の概要



## 本日の論点

保護協定を締結して10年以上経た土地所有者から解除の申出があったため、解除の可否について環境審議会の意見を伺う

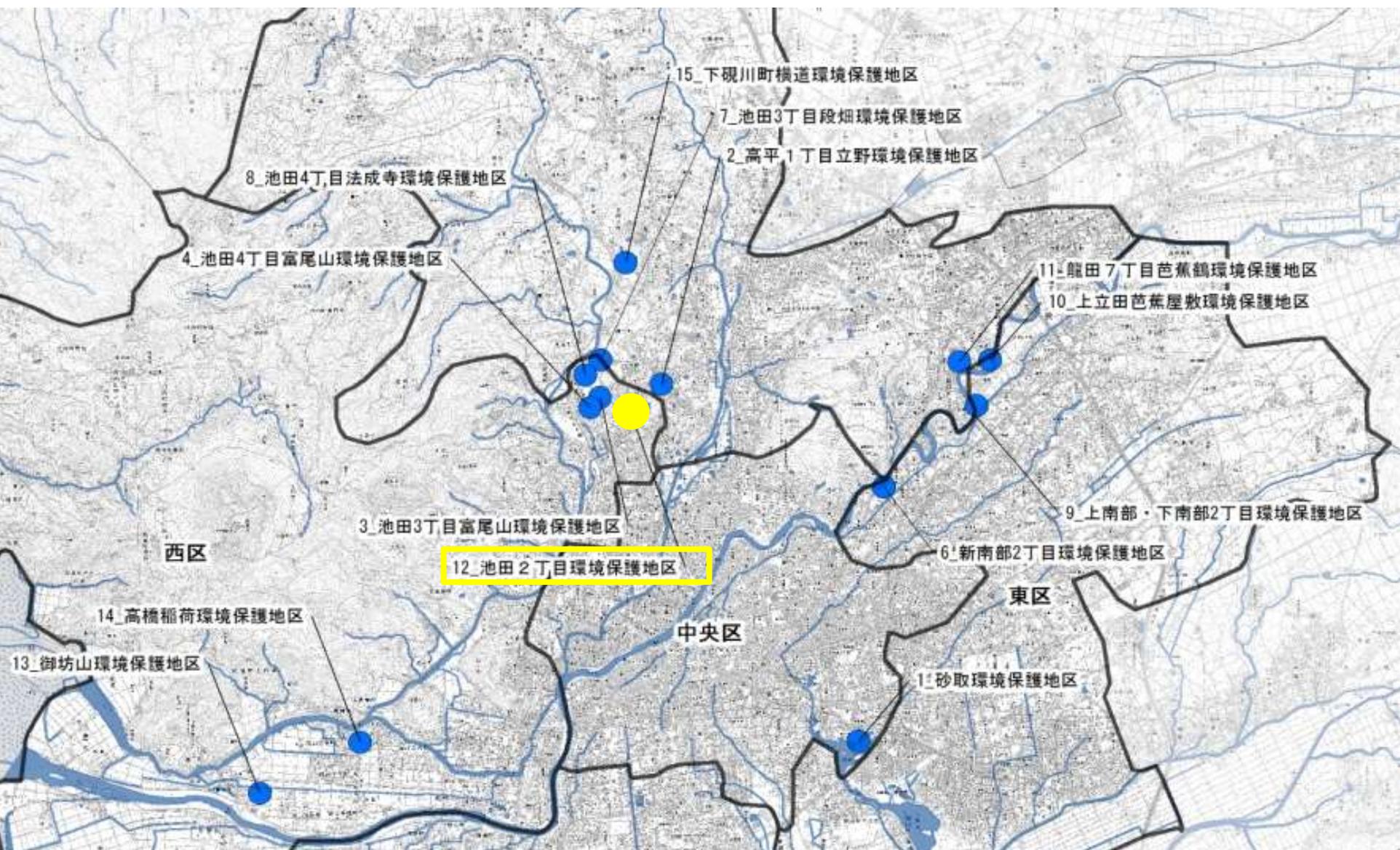
# 1. 環境保護地区の概要

1994年、第1号の砂取環境保護地区の指定に始まり、現在、市内14箇所を指定  
(最初の指定から約27年が経過)

※No.5は全部解除のため欠番

No.	名称(所在地)	指定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	指定概況
1	砂取 (中央区神水本町)	1994.2.1	19,625.61	タブノキの樹林地、モウソウチクとエノキの古木による樹林を形成し、胸高直径30cm以上の高木が56本生育。野鳥の生息場を形成。
2	高平一丁目立野 (中央区神水本町)	1994.11.1	5,045.76	モウソウチク林内にエノキ、シロダモ、イヌビワ、メダケ等が点在している。胸高直径30cmの高木が17本植生している。
3	池田三丁目富尾山 (西区池田三丁目)	1994.12.28	15,497.00	主要樹種はナナミノキ、コナラ、ネジキ、ヒサカキ等で胸高直径30cm以上の高木が102本生育しており、特にアカマツ林やコジイ林の自然林が残存している。
4	池田四丁目富尾山 (西区池田四丁目)	1994.12.28	8,893.00	モウソウチク林が群落を構成しており、胸高直径50cm以上の高木が31本、胸高直径30cm以上の高木が155本生育しており、アラカシ、イヌガシ、ナナミノキ等の熊本を代表する自然植生が竹林に点在している。
6	新南部二丁目 (東区新南部二丁目)	1997.4.1	3,120.73	モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のエノキ、ムクノキ、タブノキ等高木が32本生育している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
7	池田三丁目段畑 (西区池田三丁目)	1998.3.27	6,066.00	植林されたスギ、タケ林の中に自然林が点在している。若い高木類が多く点在し、将来、自然の森をつくる素地が形づくられている。
8	池田四丁目法成寺 (西区池田四丁目)	1998.3.27	27,182.00	マダケ林内にアラカシ、ヤブツバキ、ヒサカキ等の自然林がある。胸高直径50cm以上の高木が35本、30cm以上の高木が170本と大径木が多く、豊かな緑量と景観を形づくっている。
9	上南部町・下南部二丁目 (東区上南部町一丁目・下南部二丁目)	1998.3.27	11,020.00	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上の高木が37本生育しておりコジイ、クスノキ等の広葉樹が分布している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
10	上立田芭蕉屋敷 (北区龍田七丁目)	1998.3.27	8,477.99	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上のクスノキ、アラカシ、スギ、センダン等、58本林立する緑地であり、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
11	龍田七丁目芭蕉鶴 (北区龍田七丁目)	2002.2.26	11,587.00	白川河岸際と河岸段丘の斜面に緑地を形成しており、モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のコジイ、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が107本密生した自然林が残っており、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
12	池田二丁目 (西区池田二丁目)	2004.6.29	2,576.00	本緑地は面積は少ないものの、コジイなどの照葉樹林を形成し、ムササビなどの小動物が生息している。
13	御坊山 (西区小島三丁目)	2005.4.1	8,105.00	本市の南西部に位置し、田園の中の里山で周辺のランドマークとなっている。
14	高橋稲荷 (西区上代九丁目)	2006.4.1	2,257.51	高橋稲荷神社の裏山に広がる社寺林で、植生自然度及び景観に優れた良好な緑地を形成している。植生は、主にアラカシ、その他、ホルトノキやナナミノキなども多く見受けられる。
15	下硯川町横道 (北区下硯川町二丁目)	2008.3.18	8,809.00	胸高直径30cm以上の樹木としてコジイ、ナナミノキ、クスノキなどの照葉樹林のほか、クヌギ、コナラ、センダンなどの落葉広葉樹が点在し、緑地の西側にはスギの植栽林も存在。

# 1. 環境保護地区の概要



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

指定日 2004年6月29日

所在地 熊本市西区池田2丁目付近  
(7筆)

面積 2,576㎡

土地所有者 4名

2020年度交付金 73,900円

(指定交付金4,200円+協定協力金69,700円)



写真:南側から見た景色(2021.12.7撮影)

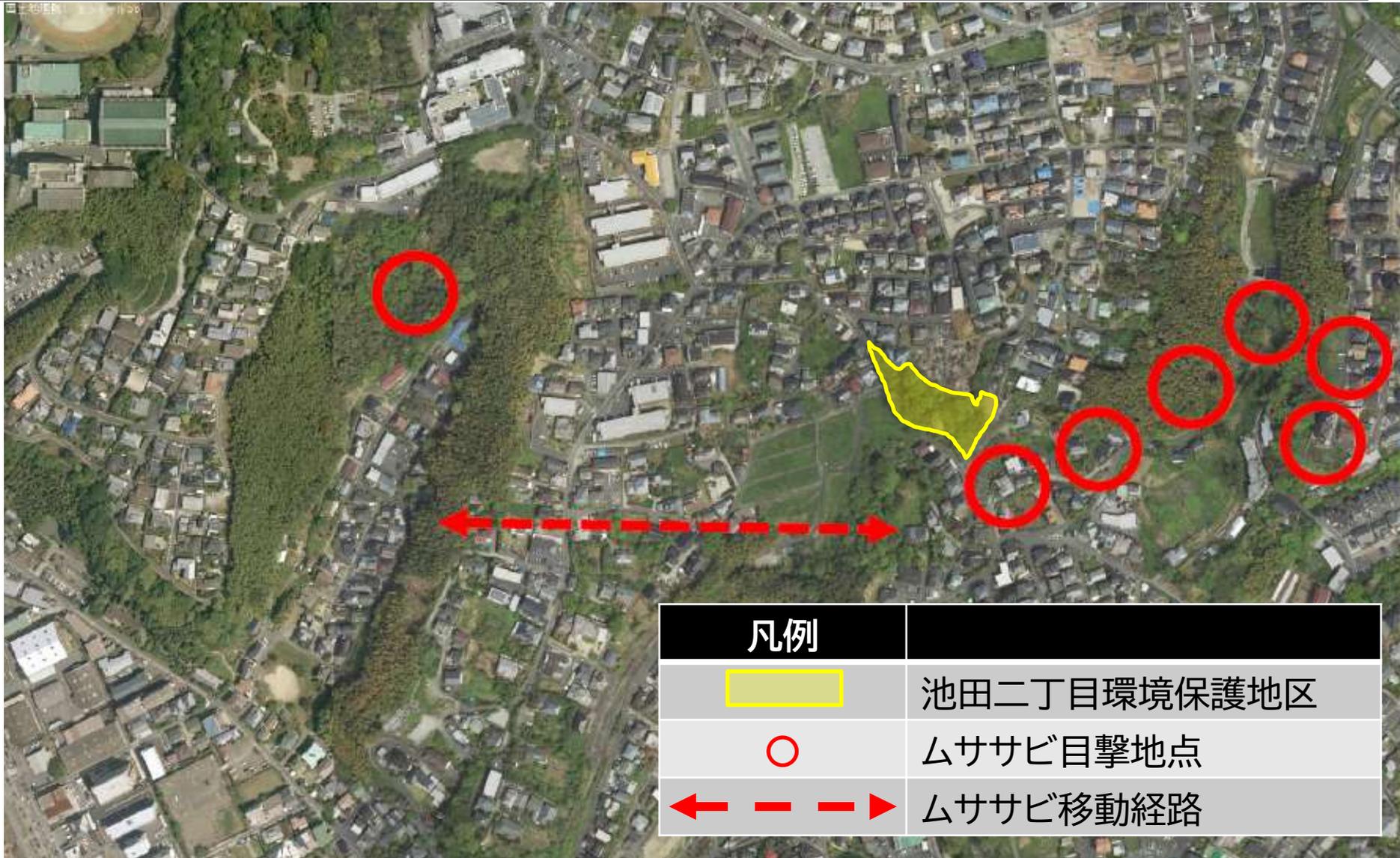
### (当時の)指定理由

かつて富尾山と呼ばれて一体が雑木林であったが、現在では多くの団地が周辺に開発された為、斜面地に緑地が点在して残っている。この周辺の斜面緑地は多くがモウソウチクの増殖により、竹林に変わってしまっている中、本地区は**コジイ等の多くの樹木が存在し**、南側(斜面下)から見ると**非常に素晴らしい景観**を有している。

また、県のレッドデータブックにおけるカテゴリー一準絶滅危惧種(NT)である**ムササビ**が生息している。

## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

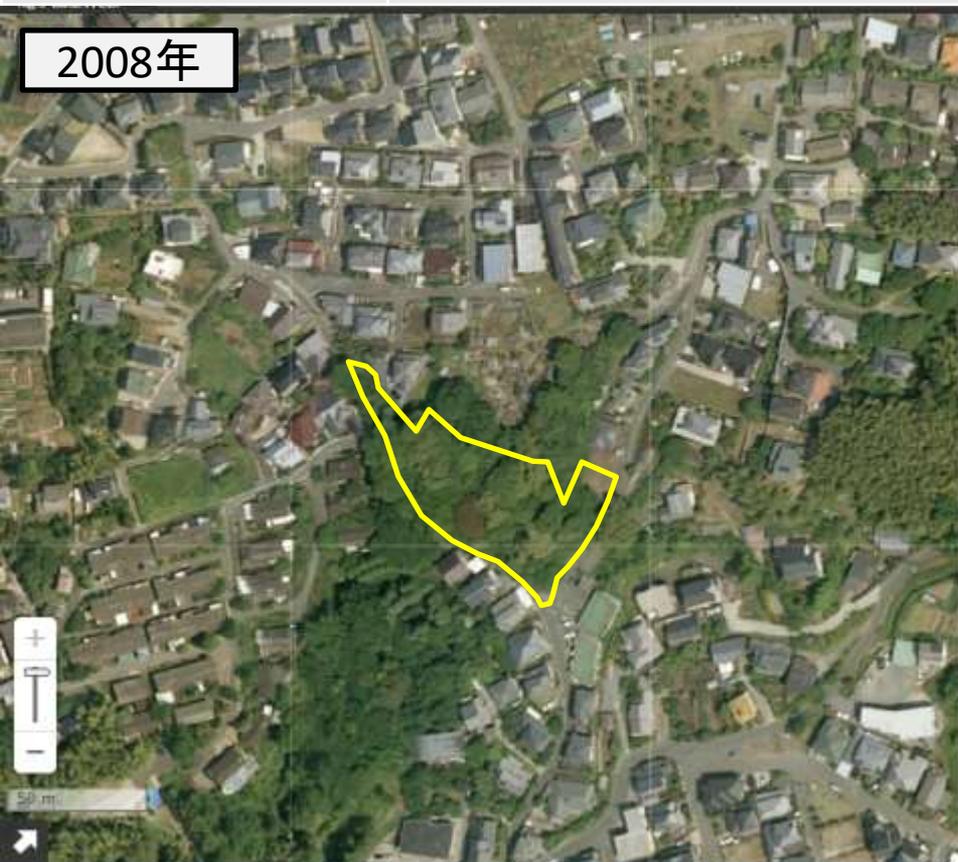
池田二丁目付近ムササビ目撃情報(2003.11) 提供:熊本野生生物研究会



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

### 指定当時頃と現在の比較

	指定当時	現在
主要樹木	コジイなどの照葉樹林	コジイ、ハゼ、クスノキ、クヌギ、センダン、カシ、マダケetc
ムササビの生息	有り	不明



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 航空写真(2020年度)



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 写真(2021.12.7撮影)

1



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 写真(2020.5.29撮影)

2



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 写真(2020.5.29撮影)

3



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 写真(2020.5.29撮影)

4



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

池田二丁目環境保護地区 写真(2021.12.7撮影)

5



## 2. 池田二丁目環境保護地区 概要

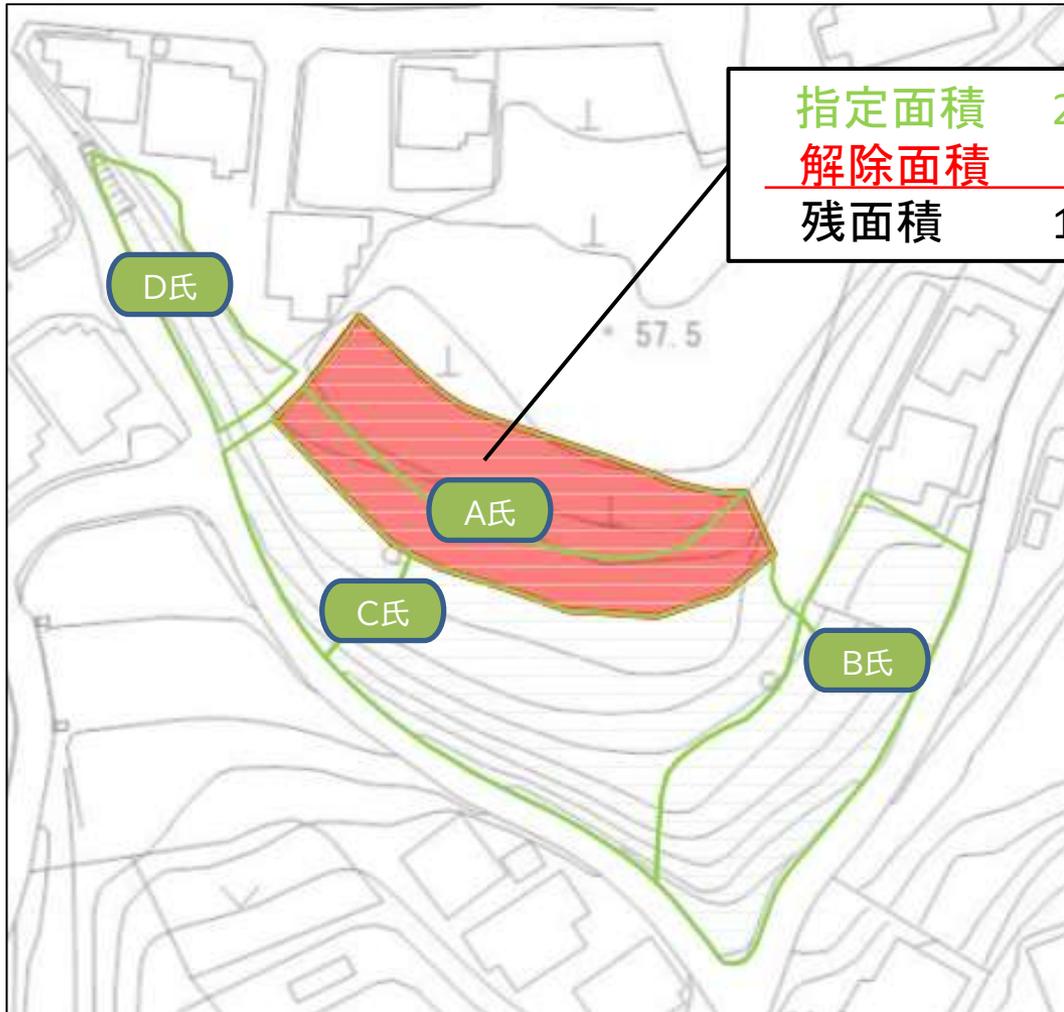
池田二丁目環境保護地区 写真(2020.7.22撮影)

6



### 3. 池田二丁目環境保護地区解除について

2021.11.1 A氏より、今後、制約を受けたくないという理由で解除申出が提出  
(保護協定締結から10年以上経過)



環境保護地区の  
指定基準2,000m<sup>2</sup>以上を満たさない

全部解除

#### 土地所有者への意向調査

B氏: 遠方(愛知県)に住んで  
いて管理できていない。  
環境保護地区として守っ  
ていける自信はない。  
C氏: ※今年、死亡を確認  
(相続人を選任中)  
D氏: 解除して構わない。

全員一致で解除の意向

### 3. 池田二丁目環境保護地区解除について

#### スケジュールについて(※解除の場合)

		環境審議会	熊本市
R3年度 (2021年度)	11月		解除申出受理 現地確認 利害関係者に事前説明
	12月	第4回環境審議会(諮問)	
	1月	自然環境部会 (現地視察・審議)	
	2月	第5回環境審議会(答申)	利害関係者へ通知 公告縦覧(14日)
	3月		指定解除決定・告示 看板撤去

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例〔環境共生課〕

平成元年 3 月 28 日

条例第 18 号

改正 平成 11 年 3 月 16 日 条例第 18 号

平成 14 年 9 月 24 日 条例第 44 号

平成 15 年 3 月 17 日 条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、熊本市環境基本条例（昭和 63 年 条例第 35 号）の趣旨に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な自然環境を形成し、もって市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的とする。

(平 14 条例 44 ・ 一部改正)

(基本計画)

第 2 条 市長は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平 11 条例 18 ・ 一部改正)

(環境保護地区)

第 3 条 市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

- (1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
- (3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4) その他自然環境を保護する必要がある地域

2 市長は、前項の指定をするときは、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平 11 条例 18 ・ 平 14 条例 44 ・ 一部改正)

(指定の手続)

第 4 条 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ環境保護地

区に係る利害関係人に対し指定の趣旨及び内容を通知するものとする。

- 2 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を公告の日から14日間縦覧に供さなければならない。
- 3 前項の公告があったときは、第1項の利害関係人は、前項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について市長に対し意見書を提出することができる。

(平14条例44・一部改正)

(指定の告示等)

第5条 市長は、環境保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

- 2 環境保護地区の指定は、前項の規定による告示をした日からその効力を生ずる。
- 3 市長は、環境保護地区を指定したときは、当該土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

(指定の変更及び解除)

第6条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除（以下「環境保護地区の指定解除等」という。）を次の場合に行うことができる。

- (1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合
  - (2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合
  - (3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合
- 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かななければならない。
  - 3 第4条並びに前条第1項及び第2項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。

(平15条例25・全改)

(保護義務)

第7条 環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、環境保護地区の良好な自然環境が保たれるよう自ら努めな

なければならない。

- 2 何人も、環境保護地区内において、ゴミ等を捨て、又はみだりに動植物を採取し、若しくは損傷する等の良好な自然環境を損なう行為を行ってはならない。

(平14条例44・一部改正)

(保護協定の締結)

第8条 市長は、環境保護地区の土地の所有者等と自然環境の保全に関する協定（以下「保護協定」という。）を締結することに努めなければならない。

- 2 環境保護地区の土地の所有者等は、保護協定の締結に誠意をもって協力しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(環境保護地区内の行為の届出)

第9条 環境保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置及び通常管理行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(指導及び勧告)

第10条 市長は、前条の届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告することができる。

(行為の着手の制限)

第11条 第9条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

(原状回復命令等)

第12条 市長は、第9条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして、同条各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定め

て原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(保存樹木等の指定)

第13条 市長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、規則で定める基準により保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）の指定をすることができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、当該保存樹木等の所有者等の同意を得るものとする。

3 市長は、保存樹木等の指定を行ったときは、規則で定める標識を設置しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(保存樹木等に係る届出)

第14条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

第15条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、やむを得ないと認めるとき又は同条第2項の規定による届出があったときは、第13条第1項の指定を解除するものとする。

(平14条例44・一部改正)

(開発行為の事前協議)

第16条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ市長と自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議をしなければならない。

(平15条例25・一部改正)

(緑化推進地区の指定)

第17条 市長は、市民と一体となって植樹等緑化を推進し、良好な環境の形成を図るため必要があると認める地区を、緑化推進地区として指定することができる。

(平14条例44・一部改正、平15条例25・旧第18条繰上)

(公共施設の緑化)

第18条 市長は、別に定める緑化の目標（以下「緑化目標」という。）に基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、公営住宅、学校、庁舎等の公共施設について緑化を推進するものとする。

(平15条例25・旧第19条線上)

(工場、事業所等の緑化)

第19条 工場、事業所等を設置し、又は管理する者は、緑化目標に基づき緑化に努めなければならない。

(平15条例25・旧第20条線上)

(地域の緑化)

第20条 市民は、緑化目標に基づき家庭の緑化に努めるとともに、地域における緑地の保全又は緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(平15条例25・旧第21条線上)

(助成等)

第21条 市長は、予算の範囲内で次の各号に掲げる交付金等を当該各号に定める者に支給することができる。

- (1) 環境保護地区指定交付金 環境保護地区の土地の所有者等（国の機関、地方公共団体その他公共的団体を除く。以下「指定対象者」という。）
- (2) 環境保護地区保護協定協力金 指定対象者で本市と環境保護地区保護協定を結んだもの（以下「協定締結者」という。）

2 指定対象者又は協定締結者は、次に掲げる場合は、当該5年以内に受け取った交付金等に相当する金額を市に支払わなければならない。ただし、当該解除が自然災害によるものその他やむを得ないと特に市長が認めるものである場合は、この限りでない。

- (1) 指定対象者からの申出により環境保護地区の指定の解除があった場合で、当該解除が指定開始の日から5年以内のものであるとき。
- (2) 協定締結者からの申出により環境保護地区保護協定が解除された場合で、当該解除が保護協定締結の日から5年以内のものであるとき。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の交付金等の額その他の事項は、規則で定める。

4 第1項の交付金等のほか、市長は、環境保護地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な支援をし、予算の範囲内で助成することができる。

(平15条例25・追加)

(土地の買入れ)

第22条 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するため特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。

(平15条例25・旧第23条繰上)

(標識の設置拒否等)

第23条 環境保護地区又は保存樹木等の土地の所有者等は、正当な理由がない限り、第5条第3項及び第13条第3項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

2 何人も、第5条第3項又は第13条第3項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは損壊し、又は市長の許可を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(平15条例25・旧第24条繰上)

(立入調査)

第24条 市長は、環境保護地区を指定し、又は保全するため必要があると認めるときは、職員又は市長が委任した者に、他人の占有する土地に立ち入り、又はその状況を調査させることができる。

2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

3 第1項の規定による立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(平15条例25・旧第25条繰上)

(公表)

第25条 市長は、第10条の規定による指導若しくは勧告に従わず、著しく自然環境を破壊した者又は第12条の規定による命令に違反した者がいるときは、その事実及び当該指導若しくは勧告又は命令の内容を公表することができる。

(平15条例25・旧第26条繰上)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

(平 1 1 条例 1 8 ・旧第 2 8 条繰上、平 1 5 条例 2 5 ・旧第 2 7 条繰上)

(罰則)

第27条 第 1 2 条の命令に違反した者は、1 0 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 1 1 条、第 2 3 条又は第 2 4 条第 2 項の規定に違反した者

(平 1 1 条例 1 8 ・旧第 2 9 条繰上、平 1 5 条例 2 5 ・旧第 2 8 条繰上・一部改正)

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平 1 1 条例 1 8 ・旧第 3 0 条繰上、平 1 5 条例 2 5 ・旧第 2 9 条繰上)

附 則

1 この条例は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

2 熊本市緑に関する条例(昭和 4 8 年条例第 4 1 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例の施行の際、旧条例第 9 条の規定による保存樹木等の指定を受けたものは、この条例の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則(平成 1 1 年 3 月 1 6 日条例第 1 8 号)

この条例は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 4 年 9 月 2 4 日条例第 4 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 5 年 3 月 1 7 日条例第 2 5 号)

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第 1 6 条の規定は、同条に掲げる行為で、この条例の施行の日以後当該行為に係る申請がなされたものから適用する。

3 この条例による改正後の第 2 1 条の規定は、この条例の施行の日以後行われた環境保護地区の指定又は締結された環境保護地区保護協定に係る交付金等から適用す

る。

○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則〔環境共生課〕

平成元年5月30日

規則第47号

改正 平成4年4月30日規則第46号

平成8年4月1日規則第38号

平成10年4月1日規則第6号

平成11年6月25日規則第49号

平成14年9月26日規則第72号

平成15年3月28日規則第31号

令和3年3月18日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境保護地区の規模)

第2条 条例第3条に規定する環境保護地区の規模は、植生、緑量、景観を勘案し、熊本市環境審議会の意見を聴いて市長が定める。

(平11規則49・一部改正)

(指定案の通知)

第3条 条例第4条第1項（条例第6条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、環境保護地区指定（変更・解除）案通知書（様式第1号）により行うものとする。

(指定の告示等)

第4条 条例第5条第3項に規定する規則で定める標識は、環境保護地区指定標識（様式第2号）とする。

(指定の変更及び解除)

第5条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。

ア 当該環境保護地区を相続した者（以下この号において「相続人」という。）

から経済的な理由による解除の申出があったとき。

イ 当該相続があった日から5年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。

(2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から5年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。

(3) 環境保護地区保護協定締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

(平15規則31・追加)

(環境保護地区内における行為の届出)

第6条 条例第9条の規定により届出をしようとする者は、環境保護地区内行為届書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、土地利用現況図及び土地利用計画図

(2) その他市長が必要と認める書類

(平15規則31・旧第5条繰下)

(環境保護地区内の土地の権利移転等に係る届出)

第7条 環境保護地区内の土地に係る権利の移転を受け、又は権利を承継した者は、速やかに環境保護地区に係る権利移転等届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平15規則31・旧第6条繰下)

(環境保護地区内の届出を要しない行為)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める通常管理行為その他の行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑等の新築、改築又は増築で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 次に掲げる木竹の伐採又は移植

ア 建築物の敷地内で行う庭木の剪定又は移植

イ 間伐、除伐等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

- ウ 枯損した木竹若しくは危険な木竹の伐採又は枝おろし
  - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - オ 果樹その他農業用に栽培した木竹の採取又は更新のための伐採
  - カ 仮植した木竹の剪定又は移植
  - キ 測量、実地調査又は保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (7) 農業又は林業を営むため行う、幅員が2メートル以下の用排水施設、農道若しくは林道の新設又は改良。ただし、これらの改良においては、改良後の幅員が2メートル以下であること。

(平15規則31・旧第7条線下)

(環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 樹木に著しく影響を及ぼすおそれのある程度の量の表土を採取し、又は薬剤を散布すること。
- (2) 自然の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある動植物を移入又は移植すること。

(平15規則31・旧第8条線下)

(保存樹木等の指定基準)

第10条 条例第13条第1項の規定による保存樹木等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木等として指定する場合の基準は、名木、巨樹又は珍しい木であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 地上から1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.3メートル以上であるもの

イ 樹高が13メートル以上であるもの

ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの

エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25平方メートル以上であるもの

- (2) 保存樹林として指定する場合の基準は、その樹林の存する土地の面積が300

平方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 神社、寺院等の建築物又は遺跡と一体となって伝統的又は文化的意義を有するもの

イ 風致又は景観が優れているもの

ウ 住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 条例第13条第2項の規定により保存樹木等の所有者等の同意を得るときは、保存樹木等指定同意書（様式第5号）によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める標識は、保存樹木等指定標識（様式第6号）とする。

（平14規則72・一部改正、平15規則31・旧第9条繰下）

（保存樹木等の届出）

第11条 条例第14条第1項及び第2項の届出をしようとする者は、保存樹木等に係る届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平15規則31・旧第10条繰下）

（事前協議を必要とする規則で定める行為）

第12条 条例第16条に規定する規則で定める行為とは、次に掲げるものとする。

(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に規定する宅地造成区域内において行われる宅地造成に関する工事（自己の居住用の住宅のための工事を除く。）

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物等の建築（当該建築物等の敷地の面積が500平方メートル以上のものの建築に限る。）

（平15規則31・追加）

（事前協議の手続）

第13条 条例第16条の規定により事前協議を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第16条の開発行為を行おうとする者 開発行為における緑に関する申請書（様式第8号）及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第1号に規定する工事を行おうとする者 宅地造成における緑に関する

申請書（様式第9号）及び次に掲げる図書

ア 位置図、現況平面図及び計画平面図

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 前条第2号に規定する建築を行おうとする者 位置図及び計画平面図

（平15規則31・追加）

（助成等）

第14条 条例第21条第1項の交付金等を受けようとする者は、環境保護地区指定交付金の申請にあつては環境保護地区指定交付金申請書（様式第10号）、環境保護地区保護協定協力金の申請にあつては保護協定協力金申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付の決定を行ったときは、環境保護地区交付金等決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 交付金等の額は、次のとおりとする。

(1) 環境保護地区指定交付金 当該土地に課税される固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の合計額に相当する額

(2) 環境保護地区保護協定協力金 当該協定に係る緑地の存する土地の面積に、1平方メートル当たり25円を乗じて得た額（その額が10,000円に満たないときは、10,000円）

4 交付金等の対象となる期間は、環境保護地区を指定した日又は保護協定を締結した日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該指定又は解除した日の属する月の前月（その日が月の末日に当たる場合は、当月）までとする。

5 前各項に定めるもののほか、交付金等に関し必要な事項は、市長が定める。

（平15規則31・追加）

（身分証明書）

第15条 条例第24条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）とする。

（平15規則31・旧第12条線下・一部改正）

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 1 規則 4 9 ・ 旧第 2 0 条繰上、平 1 5 規則 3 1 ・ 旧第 1 3 条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 熊本市保存樹木等の指定基準を定める規則（昭和 4 9 年規則第 4 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 4 年 4 月 3 0 日規則第 4 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日規則第 3 8 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 6 号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 2 5 日規則第 4 9 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 8 日規則第 3 1 号）  
この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 8 日規則第 4 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

発第 号  
年 月 日

様

熊本市長 印

環境保護地区指定(変更・解除)案に係る通知書

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり環境保護地区の指定(変更・解除)案を作成いたしましたので通知します。

なお、この件について意見がある場合には、同条例第4条第3項の規定による意見書を  
年 月 日までに市長に提出してください。

記

1 環境保護予定地区の名称

2 貴所有(占有)に係る土地の所在地及び面積

所在地

面積

様式第2号

〇〇〇〇〇〇環境保護地区

この地区は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第5条により指定された環境保護地区です。この貴重な財産をみんなで大切に守ってゆきましょう。

指定年月日            年            月            日

指定番号              第                              号

所在地

区域図

熊 本 市

様式第3号(第6条関係)

環境保護地区内行為届書

届出日 年 月 日

(宛先)  
熊本市長

届出人 住所  
氏名  
(TEL )

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第9条の規定により、次のとおり環境保護地区内の行為の届出をします。

環境保護地区の名称		指定番号	
行為の場所			
行為の内容			
行為の目的又は理由			
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日		
添付図面及び書類			
備考			

様式第4号

環境保護地区に係る権利移転等届

届出日 年 月 日

(宛先)  
熊本市長

届出人 住所  
氏名 印  
(TEL )

このたび、環境保護地区に係る権利を取得しましたので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届出します。

環境保護地区の名称		指定番号	
当該土地の所在地			
権利移転等の発生日	年	月	日
権利移転等の内容			
前権利者の住所氏名	住所 氏名		
備考			

様式第5号

保存樹木等指定同意書

年 月 日

(宛先)  
熊本市長

同意者 住所  
氏名 印

下記の樹木(樹林)について、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定による保存樹木(樹林)の指定に同意します。

記

樹種						名称				
所在地										
所有者又は管理者		私・共・公						TEL		
樹木	樹高	・ <sup>m</sup>	幹 囲	・ <sup>m</sup>	根 囲	・ <sup>m</sup>	枝 張	東 西 南 北  m	推定 樹齡	年
	樹林	樹高 平均	・ <sup>m</sup>	幹 囲	・ <sup>m</sup>	根 囲	・ <sup>m</sup>		枝 張	本数
備考		面積 m <sup>2</sup>								

様式第6号

(保存樹木)  
・4面角柱

この樹木は条例により指定されたものです。 みんなで保存に努めましょう。熊本市	指 定 樹 木 名	年 月 日 指 定 第 号	熊 本 市 指 定 保 存 樹 木
---	-----------------------	---------------------------------	---

(保存樹林)

<p style="text-align: center;">熊本市保存樹林 指定第 号</p> <p>この樹林は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第13条の規定に基づき指定されたものです。 みんなで、保存に努めましょう。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 熊 本 市</p>
---

様式第7号

保存樹木等に係る届

届出日 年 月 日

(宛先)  
熊本市長

届出人 住所  
氏名 印  
(TEL )

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第14条の規定により保存樹木等に係る届出をします。

保存樹木等の所在地	
指 定 番 号	第 号
届 出 の 内 容	1 伐採 2 譲渡 3 滅失又は枯死 4 その他
届 出 の 理 由	
行為の期間又は譲渡等の発生日	年 月 日～ 年 月 日
備考	

様式第8号

開発行為における緑に関する申請書

年 月 日

(宛先)  
熊本市長

協議者 住所  
氏名 印  
(TEL )

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第16条の規定により次の開発行為について緑に関して事前協議を申請いたします。

開発行為の所在地									
開発行為の目的									
開発行為面積		公簿		m <sup>2</sup>		実測		m <sup>2</sup>	
工期		年 月 日～		年 月 日					
土地 の 現 況	面積	m <sup>2</sup>							
	比率	%	%	%	%	%	%	100%	
	樹木の現況	有・無	本数	本	樹種(主)				
樹林の現況	有・無	面積	m <sup>2</sup>	樹種(主)					
土地利用 計画	宅地用地	公共施設用地		その他		計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	比率	%	%	%	100%				
公共施設 の整備計 画の概要	緑地用地	公園用地		その他		計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	比率	%	%	%	%				
備考									

様式第9号

宅地造成に関する工事に伴う緑に関する申請書

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第16条及び同条例施行規則第13条の規定により緑に関して事前協議を申請します。

年 月 日

熊本市長 (宛)

協議者住所

協議者氏名

印

1	造成主住所氏名					
2	住宅の所在及び地番					
3	宅地の面積	公簿実測	平方メートル			
4 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル				
	ロ 切土又は盛土の土量	平方メートル				
	ハ 擁 壁	番 号	擁 壁	高さ(m)	延長(m)	
	ニ 排水施設	番 号	種 類	内のり寸法(m)	延長(m)	
	ホ	崖面保護の方法				
	ヘ	その他の措置				
ト	工事着工予定年月日	年 月 日				
チ	工事完了予定年月日	年 月 日				
リ	工程の概要					
ヌ	土地の現況	樹木の状況	有・無	本数	本	樹種(主)
		樹林の状況	有・無	面積	m <sup>2</sup>	樹種(主)
7	その他	開発行為の事前協議	済・予定			年 月 日
		建築確認申請事前協議	済・予定			年 月 日

様式第10号

環境保護地区指定交付金申請書				
		年	月	日
熊本市長 (宛)				
申請者 住所				
氏名			印	
年度環境保護地区指定交付金の交付を受けたいので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。				
金 額			円	
指定番号	号	指定年月日	年 月 日	
環境保護地区の所在地		環境保護地区の面積		
		m <sup>2</sup>		
交付申請期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日			
添付書類	1 固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税の課税確認承諾書 2 その他			
※ 照 合 欄				
※ 摘 要				

様式第11号

保護協定協力金申請書			
熊本市長		(宛) 年 月 日	
申請者		住所	
氏名		印	
<p style="text-align: center;">年度保護協定協力金の交付を受けたいので、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>			
保護協定期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
指定番号	号	指定年月日	年 月 日
環境保護地区の所在地		環境保護地区の面積	
		m <sup>2</sup>	
金 額		円	
交付申請期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
添付書類	1 現況調書(別紙) 2 その他		
※ 照 合 欄			
※ 摘 要			

様式第12号

環境保護地区交付金等決定通知書 年 月 日 様 熊本市長 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり交付金の交付について決定しましたので通知します。			
決定区分	指定交付金	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない	
	保護協定協力金	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない	
指定番号	指 定 年 月 日	年 月 日	
保護協定期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日		
	指定交付金	自： 年 月 日 至： 年 月 日 ( 月 )	
	保護協定協力金	自： 年 月 日 至： 年 月 日 ( 月 )	
	指定交付金	円	合 計 円
	保護協定協力金	円	
交付しない理由			
備 考			

様式第13号

第 号

身 分 証 明 書

所属

氏名

上記の者は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第24条の規定に基づく調査に従事する者であることを証明する。

有効期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

熊本市長 印

様式第1号

様式第2号

(平14規則72・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(令3規則4・一部改正)

様式第4号

(平15規則31・一部改正)

様式第5号

様式第6号

(平14規則72・一部改正)

様式第7号

様式第8号

様式第9号

(平15規則31・追加)

様式第10号

(平15規則31・追加)

様式第11号

(平15規則31・追加)

様式第12号

(平15規則31・追加)

様式第13号

(平15規則31・旧様式第9号繰下・一部改正)